

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

4月2日発行

Vol.150



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

目次

3/25 南相馬市HP「フォトレポ」から

命をつなぐ道路・県道原町川俣線
(仮)八木沢トンネル起工式

3月25日(火)、南相馬市の大原地区を起点とし、飯舘村八木沢地区に至る延長約2.9kmのトンネル工事の起工式が行われました。



👉 2ページをご覧ください。

●南相馬市HP「フォトレポ」から

- 命をつなぐ道路・県道原町川俣線(仮)八木沢トンネル起工式----- 1・2
- ギネス世界記録に挑戦!! シードアートで世界一の武者絵完成! ----- 3

●被災自治体News

南相馬市	-----	4
浪江町	-----	9
双葉町	-----	11
大熊町	-----	13
富岡町	-----	15
福島県	-----	16

●東京電力

- 個人さまに対する家財(仏壇)の賠償に係るご請求手続きの開始について ----- 17
- 移住を余儀なくされたことによる精神的損害に係る賠償のお取り扱いについて ----- 19
- 包括請求方式における対象期間終了後の実費差額分のご精算について ----- 20
- 避難指示解除後の相当期間に係る賠償のお取り扱いについて --- 21

●交流ルームひばり通信

- 26年度 交流ルーム「ひばり」について-- 23
- 4月の「ひばり」----- 24

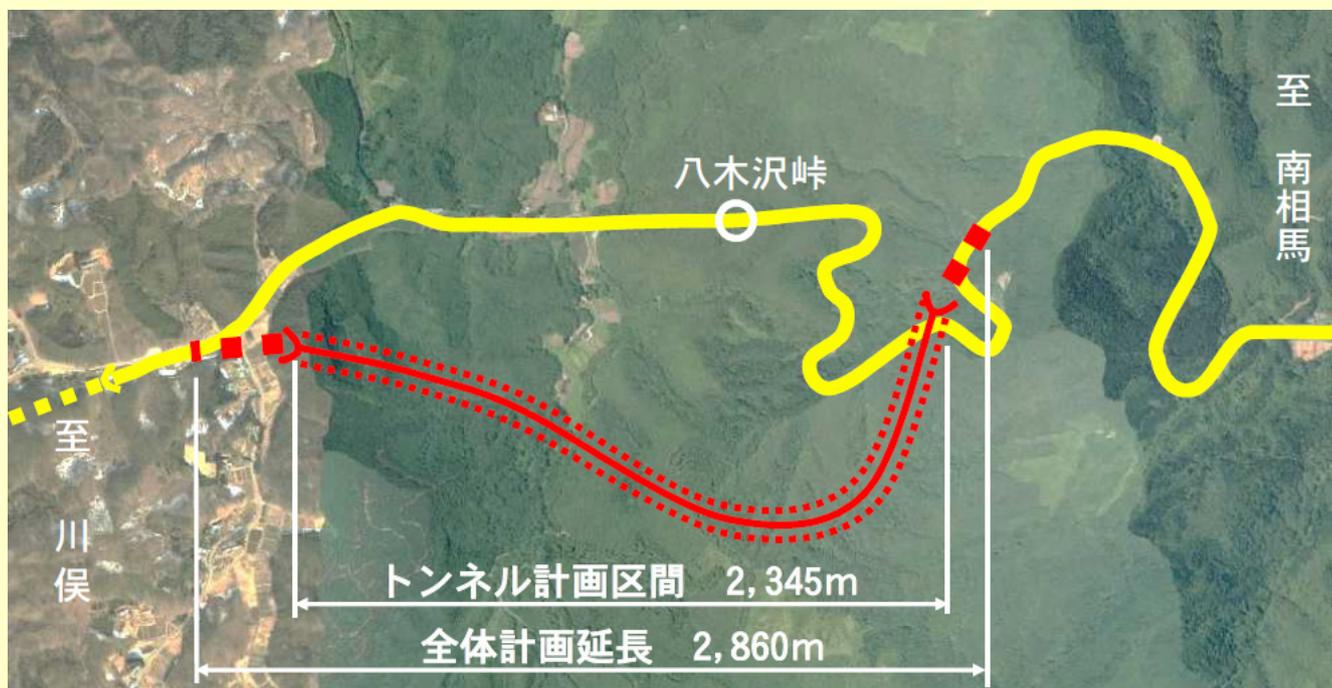
3/25

命をつなぐ道路・県道原町川俣線 (仮) 八木沢トンネル起工式

3月25日（火）、南相馬市の大原地区を起点とし、飯舘村八木沢地区に至る延長約2.9kmのトンネル工事の起工式が行われました。起工式には、国・県・関係市町村・工事関係者など多くの方が参加し、工事の安全を祈願しました。

県道原町川俣線は、相双地域の振興や災害時の主要な道路として利用され、以前から改修計画の強い要望がありました。この事業は、平成17から18年にかけて開催した「主要地方道原町川俣線道路整備検討委員会」の提言を基に、平成19年から地質調査などを開始し、このたびの起工式になりました。

完成時期は、平成30年の早い時期に全面開通する計画です。急カーブを解消し、冬季も安心して利用できる道路がもうすぐ完成します。



3/23

ギネス世界記録に挑戦!! シードアートで世界一の武者絵完成!

相馬農業高等学校「農業クラブ」が中心となって結成した世界最大のシードアート制作委員会が、3月23日（日）、小川町体育館で、縦20.03m、横15.02mの武者絵を完成させました。

この絵は、黒豆1,864,320個、白豆2,096,640個、合計3,960,960個を敷き詰めて作りました。

現在、この記録をギネスに申請し、ギネス公認の世界最大のモザイクアートとして認定を待っています。





南相馬市からのお知らせ

南相馬市民の避難状況

※南相馬市外に避難している人数

【都道府県別】

2014.3.27現在（南相馬市HPより）

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
福島県	5,677	群馬県	207	京都府	31	富山県	8	山口県	2
宮城県	2,173	山梨県	98	石川県	29	長崎県	8	高知県	2
山形県	876	長野県	89	青森県	28	三重県	7	徳島県	1
新潟県	859	北海道	88	沖縄県	23	福岡県	5	和歌山県	-
東京都	748	秋田県	78	福井県	19	熊本県	4	鳥取県	-
埼玉県	660	岩手県	76	滋賀県	13	大分県	4	宮崎県	-
茨城県	649	静岡県	73	岐阜県	12	奈良県	3	鹿児島県	-
栃木県	500	愛知県	52	岡山県	12	香川県	3	海外	13
千葉県	483	兵庫県	40	広島県	11	愛媛県	3	合計	14,134
神奈川県	419	大阪府	36	島根県	9	佐賀県	3	(3/20	14,283)

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
相馬市	1,495	喜多方市	69	三春町	21	古殿町	6	広野町	1
福島市	1,417	会津坂下町	48	会津美里町	16	只見町	5	合計	5,677
いわき市	706	本宮市	34	西会津町	13	北塩原村	5		
郡山市	554	猪苗代町	34	田村市	12	玉川村	5		
会津若松市	317	鏡石町	28	小野町	10	浅川町	3		
新地町	299	川俣町	27	磐梯町	9	国見町	2		
二本松市	128	南会津町	27	金山町	7	天栄村	2		
伊達市	120	西郷村	25	下郷町	6	泉崎村	2		
須賀川市	94	桑折町	22	矢吹町	6	鮫川村	2		
白河市	70	棚倉町	22	矢祭町	6	石川町	2		



南相馬市

みなみそうまチャンネル
Channel assist by
yoozma
www.yoozma.jp

今週の番組(60分) ※パソコン視聴・アクティブラ配信

1. オープニング&今週の番組 [0分~]
2. 西川原団地竣工式 [2分~]
3. キャンドルナイト~希望の灯り~ [12分~]
4. 常磐自動車道建設の進捗状況Part2 相馬IC~県境 [21分~]
5. ガンバレシピ 第84回「お父さん用お弁当」 [37分~]
6. みんなで受けよう内部被ばく検診 [53分~]
7. リクエストアワーのお知らせ [59分30秒~]

[午前10時~午後4時~] 特番 南相馬市立真野小学校 閉校特集
[午後6時~] 平成26年第二回南相馬市議会定例会
[午前9時53分~午後3時53分~] 旧警戒区域ライブカメラ配信(7分)

番組内容 [4/2~4/8]

今週は、西川原災害公営住宅完成を祝う竣工式の様子、東日本大震災追悼復興・記念行事 キャンドルナイト~希望の灯り~などの模様をお伝えします。

また、常磐道建設の進捗状況や小学生児童を対象とした「内部被ばく検診」の手引きをお届けします。



みゆーまくん

避難の状況と市内居住の状況

3月27日HP更新

避難の状況(平成26年3月27日現在)

平成23年3月11日現在の人口		71,561人
市内居住者	自宅居住	35,214人
	市内の知人宅や借上げ住宅等	3,755人
	市内の仮設住宅	5,389人
	市内転居	2,610人
	計	46,968人
市外避難者	市外の知人宅や借上げ住宅等	14,134人
	(うち福島県外)	(8,457人)
	計	14,134人
その他	死亡(震災以外の死亡含む)	3,026人
	転出	7,409人
	所在不明	24人
	計	10,459人

市内居住の状況

	平成23年3月11日 現在の人口	平成26年3月27日 現在の居住者数	備考
小高区	12,842人	—	一部帰還困難区域 一部居住制限区域 一部避難指示解除準備区域
鹿島区	11,603人	13,826人	
原町区	47,116人	38,121人	一部居住制限区域 一部避難指示解除準備区域
計	71,561人	51,947人	

※平成23年3月11日以降の転入者および他市町村からの避難者を含むため、避難の状況の市内居住者数と合計の数が異なります。

問い合わせ

復興企画部 企画課

TEL 0244-24-5358、5223

高齢者肺炎球菌ワクチン接種費助成事業について

4月1日HP更新

■市外の医療機関で接種される方について

一旦、接種費用を全額ご負担いただき、医療機関から領収書を受け取ってください。

対象

接種日時点で、南相馬市に住所を有する方で、**満65歳以上の方**

※接種期間中に65歳に達する方も対象になります。

※住所を有する方とは、住民票上南相馬市が住所地となっている方です。

※再接種の方は、前回の接種から5年以上経過している方が対象となります。

助成額

一人1回 5,500円以内の助成(残りの額が自己負担となります。)

接種期限

平成27年3月31日(火)



申請方法

高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成申請書に必要事項を記入後、

- ・医療機関の領収書の写し
 - ・振込先預金口座の通帳の写し(口座番号・名義が分かる部分のみで結構です)
 - ・接種済証など、接種日が確認できるもの
 - ・各種健康保険被保険者証の写しなど(住所の確認ができるもの)
- を添えて、郵送してください。

**【郵送先】 〒975-8790 南相馬市原町区小川町322-1(原町保健センター)
南相馬市役所 健康づくり課 健康企画係**

◎申請手続き期限は平成27年4月3日(金)です。

※期限を過ぎた場合、助成対象外となりますのでご注意ください。

※申請から振り込みまで1カ月程度かかります。

肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌による肺炎を防ぐワクチンです。

このワクチンの免疫効果は、5年程度となっております。

再接種については、副反応が強く出ることから、必要性を慎重に考慮した上で、前回接種から十分な間隔(5年以上)を確保して行う必要があります。

なお、肺炎球菌ワクチン接種は予防接種法に基づかない任意の予防接種です。

ワクチン接種を受ける前に医師の説明を受け、十分に納得した上で接種を受けてください。

問い合わせ

健康づくり課 健康企画係

TEL 0244-24-5336 または
0244-23-3680

津波被災住宅再建支援の制度を拡充します

4月2日HP更新

市では、東日本大震災により被害を受けた方の住宅再建の支援を拡充します。

対象を **津波被害** から **津波および地震被害** へ拡充します。

対象

平成23年3月11日時点において市内に住所を有し、被災住宅(津波・地震による全壊、大規模半壊または半壊)の世帯主またはその世帯に属する方で、次の要件全てに該当する方

- ・被災住宅が持家であること
- ・市税を滞納していないこと
- ・防災集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業の補助を受けていないこと(引越し費用のみの補助を受けている場合は、建築補助は利用可)
- ・市内の区域(ただし、災害危険区域を除く)で、自ら居住する住宅の再建を行うこと
- ・平成33年3月31日までに事業完了すること

補助の内容

- ・住宅の建築、購入、補修に際し、金融機関から融資を受けた方に対し、利子に相当する額(最大153万円)
※土地・造成費用のみは対象外
- ・住居移転に伴う家財道具運搬費用(最大50万円)
※すでに建築、購入、補修された方も対象

申請時の必要添付書類

- ・申請書
- ・事業計画書
- ・り災証明書
- ・住宅建築(購入)、住宅補修費用の見積書
- ・償還予定表(住宅ローンのシミュレーション、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資を活用する方は融資申込書の本人控えのコピーも併せて提出)
- ・新しい住宅、補修住宅の位置図および平面図(間取り図)、立面図
- ・家財道具運搬費用の見積書
- ・前年度分の納税証明書
- ・移転予定者申請書

※詳しくは、建築住宅課にお問い合わせください。

問い合わせ

建設部 建築住宅課

TEL 0244-24-5253

4月23日(水)から小高病院の外来診療を再開します

広報みなみそうま4月1日号掲載

市では、4月23日(水)から小高病院の外来診療を月・水・木曜日の週3日間、再開します。診療場所は、従来の建物が地震被害により大きく損傷しているため、震災前にリハビリ棟として使用していた東側の平屋の建物となります。入口も東側(小高区老人福祉センター側)となりますのでご注意ください。

診療は、最小限度の医療機器を使用し、内科を中心とした初期診療のみ行います。重篤な場合は、原町区や鹿島区の医療機関を受診してください。

また、当分の間は院内で薬の処方を行います。院外処方を行う場合もあります。

なお、今後、診療日が増える場合はお知らせします。

<小高病院診療受付時間>

診療受付時間	月	火	水	木	金	土	日
8:30～11:30	○	×	○	○	×	×	×
14:00～16:30	○	×	○	○	×	×	×

※祝日、年末年始は休診します

※毎月第三木曜日の午後は休診します



外来診療棟として使用する
旧リハビリ棟



問い合わせ

小高病院

TEL 0244-44-2025

小高区内の仮設トイレを撤去

広報みなみそうま4月1日号掲載

上下水道の復旧とトイレの修繕が終わったため、4月1日から公共トイレの利用が可能になりました。

そのため、一部を除き、仮設トイレを撤去します。

利用可能な公共トイレ

小高駅、紅梅の里公園、中央公園、東町児童公園、小高西部運動場、小高片草運動場、小高浮舟ふれあい広場

利用可能な公共施設のトイレ

小高区役所、小高生涯学習センター「浮舟文化会館」、小高体育センター
(いずれも平日午前8時30分～午後5時15分)

※ 4月以降の仮設トイレ設置場所は、小高区役所、下江井集落センター、小沢集団墓地のみ

問い合わせ

小高区 地域振興課

TEL 0244-44-2112



浪江町からのお知らせ

4月からのごみ収集および家電回収について

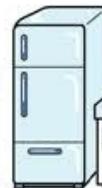
3月26日HP更新

4月から浪江町内のごみ収集(帰還困難区域を除く)につきまして、環境省でのごみ収集事業の準備のため、4月1日から2週間程度、ごみの回収が行えなくなります。

準備が整い次第、順次ごみの回収を再開いたしますので、当面の間、ごみステーションへのごみ出しはお控えください。

また、廃家電6品(テレビ、エアコン、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫)の回収につきましても受け付けを行えなくなります。

受付準備が整い次第、改めてお知らせいたします。



問い合わせ

ふるさと再生課 廃棄物対策係

TEL 0240-34-0230

風しん予防接種費用助成のお知らせ

4月1日HP更新

浪江町では、赤ちゃんの先天性風しん症候群を予防するため、風しん予防接種費用を助成します。

対象

浪江町に住所のある方で

①妊娠を予定または希望している女性

妊娠中の方は接種できません。

妊娠の可能性のない月経中に接種することをお勧めします。

②妊娠している女性の夫

ただし、①②ともに今までに風しんにかかったことが明らかな方や風しんワクチン(麻しん風しん混合ワクチンを含む)を2回接種した方、以前の妊娠時に抗体があることを確認している方は除きます。

助成金額

風しん麻しん混合ワクチン、風しんワクチン いずれか1回の接種費用全額助成

助成方法

予防接種を受けた医療機関に一旦全額お支払いいただいた後、次の書類を添えて請求してください。

<必要書類>

- 予防接種費用助成申請(請求)書 ※必ず押印してください。
- 領収書(原本)
- 予診票(写し可)または予防接種済証明書の写し
- 対象者②の方は、妊婦の母子健康手帳(表紙の部分)の写し

※予防接種費用助成申請(請求)書の郵送をご希望の方はご連絡ください。また、町ホームページからもダウンロードできます。

【請求先】

〒964-0984 二本松市北トロミ573
浪江町役場二本松事務所 健康保険課 健康係

注意事項

- ・今回のワクチン接種は、対象者の希望による任意接種であり、法律上の義務ではありません。
- ・アナフィラキシー等副反応の発生を確認するため、接種後30分は医療機関で様子を見てください。
- ・接種後2カ月間は妊娠を避ける必要があります。

問い合わせ

健康保険課 健康係

TEL 0243-62-0168



双葉町からのお知らせ

双葉町復興支援員募集のお知らせ

3月28日HP更新

双葉町の復興にとって、全国各地に分散している町民のニーズを把握するとともに、町民のコミュニティを再建していくことが大きな課題となっています。課題解決のためには、役場と町民とのコミュニケーションを円滑にするとともに、町民の復興に向けた力を引き出す支援が求められています。

そこで、課題解決に向けた一つの手段として、「双葉町復興まちづくり計画(第一次)」の内容にも盛り込まれている総務省の復興支援員制度を活用し、避難先でのコミュニティの維持・発展を進めていくために、現在6人の支援員に活動していただいています。

さらに充実させ、進めていくために、町役場と協働して、コミュニティ形成のお手伝いを担って頂ける復興支援員を募集しています。

なお、双葉町復興支援員の募集・採用等に関する業務は、一般社団法人RCF復興支援チームへ業務委託しています。

(以下、一般社団法人RCF復興支援チームのホームページの内容です。)

■募集要項・採用応募

業務内容

- ・避難地域各地での交流イベント開催の支援
- ・交流イベント開催に関わる取材、情報集約および広報支援
- ・双葉町コミュニティ紙「ふたばのわ」の記事作成および編集
- ・SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)の運用支援
- ・映像制作コンテンツ支援
- ・双葉町民によるICT活用の支援
- ・支援員活動のマネジメント業務

活動拠点

埼玉県加須市、福島県いわき市、福島県郡山市のいずれか(予定)

求める人物像

以下のような経験・能力を有していると望ましい。

- ・地域の方と直接・頻繁に接触し、信頼関係を構築できる方
- ・ワード、エクセルなど基本的なPC操作が可能な方
- ・NPO団体、ボランティア団体、福祉関係の業務経験があればなお望ましい
- ・SNSの利用方法等の知識があり、一定の操作ができる方
- ・企業やNPO団体等で数人以上のマネジメント経験を有している方、または行政・公益団体等での業務経験を有している方

次ページへ続きます 

募集対象

- ・平成26年4月1日現在で年齢20歳以上65歳未満の心身ともに健康な方
- ・普通自動車運転免許を有する方
- ・以下に該当しない方
 - ア.成年被後見人または被保佐人(準禁治産者を含む)
 - イ.禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ.日本国憲法またはその下に成立した政府を武力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

募集人数

若干名

活動期間

平成26年4月1日以降、随時業務開始。平成27年3月末まで(更新可能性あり、最長約5年)

待遇等

- ・一般社団法人RCF復興支援チームと雇用契約を締結
- ・双葉町と復興支援員は委嘱関係が成立
- ・給与および通勤や活動にかかる交通費は一般社団法人RCF復興支援チームの基準に基づき支給
- ・活動にかかる経費は別途支給
- ・転居を伴う場合には、住宅補助あり(ただし、他に住宅補助を得ている場合は支給されない場合あり)

応募方法

「エントリーシート」「履歴書」「職務経歴書」を下記メールアドレスまで送付してください。
書類審査の上、その後の選考のご案内をさせていただきます。

※「エントリーシート」「履歴書」「職務経歴書」は一般社団法人RCF復興支援チームのホームページからダウンロードしてください。

■提出先

件名は「双葉町復興支援員募集」と記載してください。

E-mail saiyo@rcf311.com (一般社団法人RCF復興支援チーム)

■募集・採用等に関する問い合わせ先

一般社団法人RCF復興支援チーム

TEL 03-6206-1440 (平日午前9時～午後6時) 担当:山本、加藤、茅

E-mail saiyo@rcf311.com

問い合わせ

復興推進課

TEL 0246-84-5203



大熊町からのお知らせ

年金機能強化法の施行について

4月1日HP更新

4月1日から年金機能強化法が施行されました。

子のある夫にも遺族基礎年金が支給されます

これまでは、夫が亡くなった場合に、子のある妻または子に遺族基礎年金が支給されていましたが、改正後は子のある夫にも支給されます。

未支給年金を受け取ることができる遺族の範囲が拡大されます

これまでは、未支給年金(亡くなった方が受け取るはずだった未払いの年金)を受け取ることができる遺族の範囲は、「配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹」でしたが、改正後は「上記以外の3親等内の親族」(甥・姪、おじ・おば、子の配偶者など)まで拡大されました。

国民年金の任意加入未納期間が受給資格期間に算入されます

これまでは、国民年金の任意加入被保険者(サラリーマンの妻や海外在住者などで本人の申出により加入していた方)が保険料を納付しなかった期間については未納期間とされ、年金を受け取るために必要な期間に算入されませんでした。改正後はこの未納期間が受給資格期間に算入されます。

繰下げ請求が遅れた場合でもさかのぼって年金を受け取ることができます

これまでは、老齢年金の受給権を取得した日から5年を経過した日後に繰下げの請求があったときは請求の翌月から増額された年金が支給されていましたが、改正後は請求が遅れたときでも、5年を経過した日の属する月の翌月から増額された年金が支給されます。

障害年金の額改定請求が1年を待たずに請求できるようになりました

これまでは、障害基礎年金または障害厚生年金を受けている方の障害の程度が増進した場合、その前の障害状態の確認等から1年の待機期間を経た後でなければ年金額の改定請求ができませんでしたが、改正後は省令に定められた障害の程度が増進したことが明らかである場合には1年を待たずに請求することができます。

さかのぼって障害者特例による支給を受けられるようになりました

老齢厚生年金の受給者が障害の状態(障害厚生年金の1級から3級に該当する程度)にある場合に適用される特例制度が改正され、すでに障害年金を受けている方が請求した場合には、定額部分の年金を受け取ることができる時期が請求月の翌月ではなく、老齢厚生年金の受給権を取得したときまでさかのぼって支給されます。

年金受給者が所在不明となった場合に届出が必要となります

年金の受給者が所在不明となって1カ月以上経過した場合、世帯員(住民票上の世帯が同一の方)はその旨を年金事務所へ届出していただくことになりました。(生存の事実確認ができない場合は、年金の支払いが一時止まります。

問い合わせ

大熊町役場会津若松出張所 住民課 国保年金係

0120-26-3844(代)

福島県原子力立地給付金の交付について

4月1日HP更新

福島県における原子力立地給付金は、国の「電源立地地域対策交付金制度」に基づき、これまで東北電力㈱から対象となる皆様に年1回交付を行ってきました。

福島県原子力立地給付金の平成24、25年度分については、昨年10月～今年1月に東北電力㈱および(一財)電源地域振興センターにおいて交付手続きを行ったところです。

今回、交付の対象になる方で、まだ交付を受けていない方は、ご連絡をお願いします。

交付対象

当該年度の10月1日時点に大熊町において、東北電力㈱と電灯契約を締結されていた方が交付対象になります。ただし、東北電力㈱が平成25年10月までに震災・津波等により契約消滅処理を行った場合は、平成25年度分は交付対象外になります。

※電灯契約…照明や家庭用電気機器の利用などの目的で電気を使う一般的な契約

交付金額

1年につき11,196円 (@933円×12カ月(933円は電灯契約1口当たり1カ月の交付金額))

問い合わせ

(一財)電源地域振興センター給付金審査課 TEL 03-6372-7304

受付時間: 午前9時30分～午後5時30分(土日祝日を除く)

※平成26年12月26日まで

福島第一原子力発電所20km圏内の測定結果について

4月1日HP更新

No.	住所(測定位置)		空間線量率(μ Sv/h)								線量計	
			1/30	2/6	2/13	2/20	2/27	3/6	3/13	3/20		3/27
23	夫沢	西北西約2.3km	9.9	9.7	5.8	9.1	9.8	9.5	9.8	9.3	9.6	NaI
25	野上	西約14km	1.3	1.4	—	—	—	—	—	—	0.5	NaI
26	野上	西約11km	1.6	1.7	0.9	1.0	1.2	1.5	1.5	1.5	1.5	NaI
29	夫沢	西約2.4km	27.8	26.0	14.5	26.4	27.5	25.8	27.4	27.2	23.4	IC
30	夫沢	西約2.6km	13.0	12.6	6.9	10.8	11.5	12.5	13.0	12.5	12.8	NaI
34	大川原	西南西約7.5km	1.2	1.2	0.8	1.0	1.0	1.1	1.1	1.0	1.1	NaI
35	野上	西南西約6.6km	6.2	6.0	3.3	4.3	4.8	6.0	6.0	5.8	5.9	NaI
36	下野上	西南西約4.8km	4.2	4.0	2.6	3.7	4.1	3.8	4.0	3.4	3.7	NaI
37	夫沢	西南西約3.0km	35.7	31.5	17.0	30.4	32.9	30.6	31.5	32.5	28.6	IC
38	小入野	西南西約3.7km	4.3	4.1	2.5	4.2	4.3	4.1	4.2	4.1	4.1	NaI
47	熊川	南南西約3.7km	21.8	21.3	11.0	20.0	21.2	21.1	21.3	20.1	20.8	NaI
50	熊川	南約4.0km	9.5	9.4	6.1	9.1	9.3	9.2	9.3	8.4	8.7	NaI

線量計の種類 NaI : NaI(ヨウ化ナトリウム)シンチレータによる値 / IC : 電離箱による値

測定実施者: 電力会社

問い合わせ

原子力規制庁 監視情報課

TEL 03-5114-2125



富岡町からのお知らせ

税関係証明書の発行手数料について

3月27日HP更新

平成26年度から、所得証明書、固定資産評価証明書、納税証明書等の税関係証明書を発行する際に手数料がかかります。金額は下表のとおりです。

項目	単位	金額
所得証明書	1年1税目	200円 (1年1税目増すごと40円加算)
所得課税証明書		
納税証明書		
非課税証明書	1通	200円
軽自動車納税証明書(車検用)	1通	無料
評価額証明書	1納税義務者	200円 (1筆1棟増すごと40円加算)
公課証明書		
課税台帳登録証明書		
名寄帳写し交付	1納税義務者	200円
公図(地積集成図)A3サイズ (各出張所では発行不可)	地番のみ標記	500円
	地目・面積等標記	700円
その他の証明	1通	200円

※「建物所在証明書」および「り災証明書」に関する発行手数料は、徴収しません。

※郵便で請求する場合は、次の書類等を同封してください。

- ・申請書(住所、氏名、電話番号、必要な書類と枚数を記載した書面)
- ・本人と確認できる身分証明書の写し(運転免許証、旅券、保険証等)
- ・委任状(本人以外が申請する場合)
- ・手数料分の**定額小為替**(郵便局窓口でお求めください。)
- ・返信用封筒(切手を貼り、返信先を書いたもの)

問い合わせ

富岡町役場



0120-33-6466

個人さまに対する家財(仏壇)の賠償に係る ご請求手続きの開始について

平成26年3月26日
東京電力株式会社

当社は、家財に係る賠償につきまして、定型金額による賠償(以下「定型賠償」)を実施いたしておりますが、別途ご案内させていただくこととしておりました個別賠償^{*1}のうち、仏壇につきましては、被害を受けられた方々のご要望等を踏まえ先行してお取り扱いさせていただくこととし、避難指示区域^{*2}から持ち出すことができなかった仏壇につきましては、従前と同等程度の仏壇の購入費用相当額を時価相当額としてお支払いいたします。また、持ち出すことができた仏壇につきましては、修理・清掃費用の実費をお支払いいたします。

1. ご請求いただける方

当社事故発生時点において避難指示区域内に居住されていた方で、定型賠償に合意された代表者さまを対象とさせていただきます。

2. お支払いの対象となる資産

個人さまが当社事故発生時点において避難指示区域内の住宅に所有されていた仏壇および位牌、本尊・掛軸等の仏具を含む一式を対象とさせていただきます。

3. お支払いの対象となる損害

以下のいずれかの損害を対象とさせていただきます。

- ・持ち出すことができず避難期間中に財物価値が喪失した仏壇・仏具一式の時価相当額
- ・避難等による管理不能にともない財物価値が減少した仏壇・仏具一式の原状回復費用

4. お支払いする金額

以下(1)または(2)、および(3)(4)をお支払いいたします。

(1)持ち出すことができず避難期間中に財物価値が喪失した仏壇・仏具一式の時価相当額

①もしくは②よりご選択いただけます。

①定額賠償

定額40万円をお支払いいたします。

②個別査定による賠償

i. 購入金額を確認できる証憑類をお持ちの方

お送りいただく証憑類(原本)により時価相当額を確認させていただいたうえでお支払いいたします。なお、ご請求書にご記入いただいた情報、お送りいただいた証憑や仏壇・仏具のカラー写真等をもとに専門家による査定等を行い、時価相当額を確認させていただきます。

ii. 購入金額を確認できる証憑類をお持ちでない方

ご請求書にご記入いただいた情報や仏壇・仏具のカラー写真等をもとに専門家による査定等を行い、時価相当額をお支払いいたします。なお、ご記入に際しては、所有されていた仏壇・仏具と同じような仏壇・仏具を購入すると仮定した場合の金額も含めてご申告いただきます。

次ページへ続きます 

(2) 管理不能にともない財物価値が減少した仏壇・仏具一式の原状回復費用

実際に修理・清掃し、現に避難先等でご使用されている仏壇・仏具につきましては、修理・清掃を行ったことが分かる領収書(原本)を確認させていただき、時価相当額を上限に原状回復費用(修理・清掃費用)の実費をお支払いいたします。

(3) 祭祀に係る費用

仏壇の修理、買い替え等で位牌の移し替えをする際に実施する開眼・閉眼供養のための費用相当額として、仏壇1台あたり定額10万円を1回に限りお支払いさせていただきます。なお、定額10万円を超えた場合につきましては、個別にお申し出いただき、領収書(原本)等を確認させていただいたうえで、合理的な範囲で実費をお支払いさせていただきます。

(4) 諸費用

ご請求に係る諸費用として、一請求あたり定額1万円を1回に限りお支払いさせていただきます。なお、定額1万円を超えた場合につきましては、領収書(原本)を確認させていただいたうえで、合理的な範囲で実費をお支払いさせていただきます。

5. その他のお取り扱い

(1) 世帯を分割して請求されている場合のお取り扱いについて

定型賠償時に世帯を分割してご請求されている場合につきましては、仏壇賠償における分与割合を新たに決定していただき、その分与割合に応じて賠償金額を算定させていただきます。

詳細につきましては、「福島原子力補償相談室(コールセンター)」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

(2) 仏壇以外の個別賠償について

一般家財^{※3}および仏壇以外の高額家財^{※4}に生じた現実の損害の積み上げ総額がそれぞれ定型賠償の金額を超える場合につきましては、別途ご案内させていただきます。なお、ご案内の前にやむを得ず家財を撤去・処分される場合は、誠にお手数ですが、当該家財の証憑類ならびに写真撮影による写真の保管をお願いいたします。

6. 請求書類の発送および受付

定型賠償に合意された代表者さま宛てに平成26年3月31日よりダイレクトメールを発送いたしますので、内容をご確認いただき、請求書類の発送を希望される場合には、誠にお手数ですが、「福島原子力補償相談室 土地・建物・家財の賠償に関するご相談専用ダイヤル」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。お問い合わせいただいた方につきましては、4月下旬より請求書類を順次発送いたします。

※1 個別賠償:個別の家財に生じた現実の損害を積み上げた合計金額が定型賠償による賠償金額を超えた場合の超過分の賠償

※2 避難指示区域:「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補」において「避難指示区域」として扱うこととされた区域

※3 一般家財:一品当たりの購入金額が30万円未満の家財

※4 高額家財:一品当たりの購入金額が30万円以上の家財

問い合わせ

<土地・建物・家財の賠償に関する問い合わせ>

東京電力 福島原子力補償相談室

土地・建物・家財の賠償に関するご相談専用ダイヤル

 0120-926-596 (受付時間:午前9時~午後9時)

移住を余儀なくされたことによる精神的損害に係る 賠償のお取り扱いについて

平成26年3月26日
東京電力株式会社

当社は、当社事故後6年以降の精神的損害への賠償が明示されていない中、生活再建の見通しを立てにくいとのご要望にお応えするとともに、平成25年12月26日に原子力損害賠償紛争審査会において決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補」を踏まえ、「帰還困難区域」および町の大半が帰還困難区域かつ町の中核的機能が帰還困難区域にある「大熊町」・「双葉町」の全域の方々に対して、移住を余儀なくされたことによる精神的苦痛等による損害(将来分を含む)を一括して賠償いたします。

1. ご請求いただける方

以下のすべてに該当される方を対象とさせていただきます。

- a. 当社事故発生時点において生活の本拠が帰還困難区域、または大熊町もしくは双葉町の居住制限区域もしくは避難指示解除準備区域(以下、「対象となる区域」)にあり、避難等^{※1}を余儀なくされた方
- b. 避難指示区域^{※2}見直し時点または平成24年6月1日のうち、いずれか早い時点において避難等対象者である方

※今後、対象となる方に変更があった場合は、別途お知らせいたします。

※当社事故発生時点における生活の本拠が「対象となる区域」に該当される方のうち避難が終了されたことにより上記bに該当されない方(お亡くなりになられた方等)や、避難期間中に出生された方等であっても、賠償の対象となる場合がありますので、個別にご事情を確認させていただきます。

2. お支払いの対象となる損害

当社事故により長年住み慣れた住居および地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされたことによる精神的苦痛等を対象とさせていただきます。

3. お支払いする賠償金額

お一人さまにつき、700万円をお支払いいたします。

※「避難生活等による精神的損害」のお支払い状況等によって、賠償金額が異なる場合がございますので、その際には個別にご案内させていただきます。

4. 請求書類の発送の受付

平成26年4月14日より請求書類発送の受付を開始させていただきますので、請求書類の発送をご希望される方は、誠にお手数ですが、福島原子力補償相談室(コールセンター)までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

※1 避難等:避難、避難等対象区域外滞在、および屋内退避

※2 避難指示区域:「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補」において「避難指示区域」として扱うこととされた区域

問い合わせ

<原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ>

東京電力 福島原子力補償相談室(コールセンター)

 0120-926-404 (受付時間:午前9時~午後9時)

包括請求方式における対象期間終了後の 実費差額分のご精算について

平成26年3月26日
東京電力株式会社

当社は、包括請求方式における対象期間内に実際に発生した損害額が、包括請求方式により当社がお支払いした金額の賠償項目ごとの総額を上回った場合、必要かつ合理的な範囲を追加でお支払いさせていただいております(平成25年6月27日お知らせ済み)が、このたび、「家賃に係る費用相当額」および「就労不能損害」の包括請求方式における対象期間が経過することから、対象期間終了後の精算のお取り扱いにつきまして、以下のとおりお知らせいたします。

1. 対象となる方および賠償項目

賠償項目ごとに、下表の「ご精算の対象となる方」に該当される方を実費差額分のご精算対象とさせていただきます。

賠償項目		ご精算の対象となる方
その他実費等	避難・帰宅等に係る費用相当額	包括請求方式の対象期間中に実際に負担された費用(相当額)と、包括請求・差額精算により当社がお支払いした金額とに差額が発生したご世帯
	家賃に係る費用相当額	包括請求方式の対象期間中に実際に負担された家賃にかかる費用(相当額)と、包括請求・差額精算により当社がお支払いした金額とに差額が発生したご世帯
就労不能損害		包括請求方式の対象期間中に実際に発生した就労不能損害と、包括請求・差額精算により当社がお支払いした金額とに差額が発生した方

※ 過去の差額精算により将来分の賠償金を追加でお支払いさせていただいていた方等、過去の包括請求・差額精算合意時に、対象期間終了後の精算について合意いただいていた方につきましては、今回の差額精算の対象とさせていただきます。それ以外の方につきましては、包括請求方式における対象期間内に実際に発生した損害額が、これまでに包括請求方式においてお支払いさせていただいた金額を上回った場合にご請求ください。

2. ご精算する金額

賠償項目ごとに、対象期間中に実際にご負担された費用(相当額)等の総額と包括請求・差額精算にてお支払い済みの賠償金額の総額との差額分を必要かつ合理的な範囲で精算させていただきます。

3. ご精算の対象となる期間

(1) 避難・帰宅等に係る費用相当額

a. 帰還困難区域:平成24年6月1日から平成29年5月31日まで

b. 居住制限区域・避難指示解除準備区域:平成24年6月1日から避難指示の解除時期または平成29年5月31日のいずれか早い時点まで

(2) 家賃に係る費用相当額

平成24年6月1日から平成26年3月31日まで

※ 平成25年6月分から包括請求方式をご選択された方は、平成25年6月1日から平成26年3月31日まで

(3) 就労不能損害

当社事故発生時点において、生活の本拠またはお勤め先があった区域が避難指示区域^{※1}に該当される方:平成24年6月1日から平成26年2月28日まで

※ 平成25年6月分から包括請求方式をご選択された方は、平成25年6月1日から平成26年2月28日まで

次ページへ続きます 

4. ご留意事項

- ・過去の差額精算により将来分の賠償金を追加でお支払いさせていただいていた方等、過去の包括請求・差額精算合意時に、対象期間終了後の精算について合意いただいていた方につきましては、新たな賠償項目についてご請求いただく場合、今回ご案内の差額精算に合意いただく必要がございます。
- ・当社事故発生時点において、福島県田村市の避難指示解除準備区域に生活の本拠があった方につきましては、避難指示の解除時期が平成26年4月1日に決定したことを踏まえ、「避難・帰宅に係る費用相当額」につきましても、包括請求方式における対象期間が終了となりますので、ご精算を希望される場合は、ご請求くださいますようお願いいたします。

5. 請求書類の発送の受付

平成26年4月14日より書類の発送および受付を開始させていただきますので、書類の発送をご希望される方は、誠にお手数ですが、福島原子力補償相談室(コールセンター)までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

なお、包括請求・差額精算合意時に、対象期間終了後の精算について合意いただいていた方等につきましては、ご連絡をいただかずとも当社より書類をお送りさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

※1 避難指示区域:「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補」において「避難指示区域」として扱うこととされた区域

問い合わせ

<原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ>

東京電力 福島原子力補償相談室(コールセンター)

 0120-926-404 (受付時間:午前9時~午後9時)



避難指示解除後の相当期間に係る賠償のお取り扱いについて

平成26年3月26日
東京電力株式会社

当社は、避難指示解除後に、どの程度の期間、賠償が継続されるのか明らかにして欲しいとのご要望にお応えするとともに、平成25年12月26日に原子力損害賠償紛争審査会において決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補」を踏まえ、避難生活等による精神的損害、その他実費等(避難・帰宅等に係る費用相当額および家賃に係る費用相当額)につきましても、避難指示解除後の1年間を賠償いたします。

1. ご請求いただける方

当社事故発生時点において、居住制限区域もしくは避難指示解除準備区域(どちらの区域も大熊町、双葉町を除きます)のうち、避難指示が解除された区域に生活の本拠があった方を対象とさせていただきます。

次ページへ続きます 

2. お支払いの対象となる損害

- ・避難生活等による精神的損害
- ・その他実費等(避難・帰宅等に係る費用相当額および家賃に係る費用相当額)

3. お支払いの対象となる期間

避難指示の解除から相当期間(1年間)とさせていただきます。

なお、相当期間経過後も避難の継続を余儀なくされる場合等につきましては、相当期間終了後の状況を確認のうえ判断させていただきます。

※ 避難生活等による精神的損害は、相当期間経過前に帰還もしくは移住された場合等においても、相当期間末までを対象とさせていただきます。

※ その他実費等(避難・帰宅等に係る費用相当額および家賃に係る費用相当額)は、上記相当期間の範囲内で、帰還もしくは移住されるまでの間の実費相当額を対象とさせていただきます。

4. お支払いする賠償金額

(1) 包括請求方式

相当期間(1年間)分を一括でお支払いいたします。

a. 避難生活等による精神的損害

お一人さまにつき、120万円をお支払いいたします。

b. 避難・帰宅等にかかる費用相当額

お一人さまにつき、18万5千円をお支払いいたします。

c. 家賃にかかる費用相当額

相当期間の開始月における家賃(家賃補助額を控除したもの)をもとに、1年分を必要かつ合理的な範囲でお支払いいたします。

※ ご請求対象期間は、お支払いの対象となる期間(1年間)の範囲内で、賃貸借契約書に記載されている契約期間を最長として、帰還もしくは移住を予定されている月(すでに帰還もしくは移住されている場合は、帰還もしくは移住された月)までとさせていただきます。

※ 上記b、cにおいて、対象期間中に実際にご負担された費用相当額の総額が相当期間分としてお支払いした賠償金額を上回った場合、必要かつ合理的な範囲でお支払いいたします。

(2) 従来請求方式

相当期間(1年間)終了まで3カ月ごとにお支払いいたします。

a. 避難生活等による精神的損害

お一人さまにつき、月額10万円をお支払いいたします。

b. 避難・帰宅等に係る費用相当額

ご請求いただいた期間にご負担された実費を必要かつ合理的な範囲でお支払いいたします。

c. 家賃に係る費用相当額

ご請求いただいた期間にご負担された家賃(家賃補助額を控除)を必要かつ合理的な範囲でお支払いいたします。

5. 請求書類の発送の受付

包括請求方式につきましては、避難指示解除の公示から1~2カ月程度経過後、従来請求方式につきましては、ご請求の対象となる期間経過後3カ月ごとに、受付を開始させていただく予定です。

問い合わせ

<原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ>

東京電力 福島原子力補償相談室(コールセンター)

☎ 0120-926-404 (受付時間:午前9時~午後9時)

26年度 交流ルーム「ひばり」について

交流ルーム「ひばり」も4年目を迎えることとなりました。昨年度に引き続き運営を任せていただき運びとなりましたのでご報告いたします。

昨年度は、初めての経験の中、突っ走ってまいりました。

皆さまのご協力、ご支援をいただき、無事務めることができました。

大変ありがとうございました。

今年度は、経験を生かし、早めの行事計画など進めて行きたいと考えています。

皆さまのご参加、ご協力よろしくお願ひいたします。

さんじょう∞ふくしま「結」の会
代表 佐竹 紀

4月～10月の行事予定

- 5月 佐渡島日帰り旅行(近日詳細掲載)
- 6月 三条凧合戦観覧
- 7月 野馬追祭観覧・親子キャンプ
- 8月 三条夏祭り民謡流し参加
- 10月 秋の日帰り旅行

一時帰宅予定(南相馬市)

5月下旬・8月上旬・10月中旬
の3回を予定しています。
その他の市町村への一時帰宅のご希望が
ありましたら、お問い合わせください。
できる限り対応させていただきます。

～ 食推食事会 ～

今年度も変わりなく、新潟県食生活
推進委員協議会のご厚意により、奇数月に
実施いたします。

一緒に作ってみたり、レシピの準備、
土曜日の開催も検討中です。

～ 親睦ボウリング ～

今年度も6月から偶数月に実施予定です。
子どもだけの参加や見学(応援)だけでも
大丈夫です。

終わってからのお茶会なども気軽に
参加ください。

4月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
★版画教室 第2・4水曜日午前10時～正午				3日	4日	5日
★茶話会&簡単な手芸教室 第1・3・5水曜日午前10時～午後2時				ひばり休み 浜通り配布		
6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	ひばり 午後休み	ひばり休み	版画教室	ひばり休み 浜通り配布		
13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日
		ひばり休み	ひばり 茶話会	ひばり休み 浜通り配布		

問い合わせ

交流ルーム ひばり(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開館時間] 9:30～15:00 [休館日] 火曜日・木曜日

被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-24-5232	浪江町:平石高田第二工業団地内 (二本松市北トロミ573番地)
浪江町	0243-62-0123	双葉町:双葉町役場いわき事務所 (いわき市東田町2-19-4)
双葉町	0246-84-5200	大熊町:会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号)
大熊町	0120-26-3844	富岡町:郡山市大槻町西ノ宮48-5
富岡町	0120-33-6466	
川内村	0240-38-2111	
いわき市	0246-25-0500	
郡山市	024-924-2491	

三条市に避難している 世帯数(2014.4.2現在)

市町村名	世帯数
南相馬市小高区	37
南相馬市原町区	4
南相馬市鹿島区	1
浪江町	8
双葉町	4
大熊町	1
富岡町	2
川内村	1
いわき市	1
郡山市	6
合計	65

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511